

静岡県告示第873号

漁業法（昭和24年法律第267号）第88条第1項の規定を実施するため、同項に定める休業中の個別漁業権の許可の内容たる事項、申請期間及び有効期間を次のように定める。

令和3年11月26日

静岡県知事 川勝平太

1 許可の内容たる事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県焼津市田尻北地先
- (5) 漁場の区域
(6) のイ、ロ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置
基点第16号 焼津市田尻北地先に設置した標識
(北緯34度50分19.6384秒、東経138度20分10.3609秒)
イ 基点第16号から真方位86度00分 650メートルの点
ロ 基点第16号から真方位114度00分 850メートルの点
ハ 基点第16号から真方位124度00分 170メートルの点

2 許可の申請期間

令和3年11月29日から同年12月3日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和5年8月31日まで